

選挙

知って
いますか

Q&A

選挙のめいすいくん
ファミリー全員集合!!



めいすいくんのお父さん



妹のメイちゃん



選挙の
めいすいくん



めいすいくんのお母さん



弟のただしくん

選挙運動編

北海道選挙管理委員会
北海道明るい選挙推進協議会

1 選挙運動はいつからできるのですか？

選挙運動は、立候補の届出が受理された時から、原則として投票日の前日までの間しか行うことができません。したがって、立候補届出前のすべての選挙運動（いわゆる事前運動）は禁止されています。

選挙の種類	選挙運動期間
衆議院議員選挙	少なくとも 12日間
参議院議員選挙	少なくとも 17日間
知事選挙	少なくとも 17日間
道議会議員選挙	少なくとも 9日間
札幌市長選挙	少なくとも 14日間
札幌市議会議員選挙	少なくとも 9日間
市長・市議会議員選挙	少なくとも 7日間
町村長・町村議会議員選挙	少なくとも 5日間

2 選挙運動はだれでもできるのですか？

選挙事務関係者など特定の者については、選挙運動が禁止されています。

選挙運動を禁止されている人

- 選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長など）
- 特定公務員（選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検察官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏、徴税吏員など）
- 年齢満18歳未満の者（単純労務は許されています。）
- 選挙犯罪を犯したため、選挙権及び被選挙権を有しない者
- 政治資金規正法違反により、選挙権及び被選挙権を有しない者

地位を利用しての選挙運動が禁止されている人

- 国・地方公共団体の公務員又は行政執行法人、特定地方独立行政法人の役員、職員
- 公庫の役員又は職員
- 教育者

3 自由にできる選挙運動はありますか？

次の行為は、選挙運動期間中（公示（告示）日から投票日の前日までの間）は自由に行うことができます。

1. 個々面接

デパート・電車・バスの中あるいは街頭等でたまたま出会った知人などに、投票の依頼をすることです。



2. 電話による選挙運動

だれにでも自由に行えます。なお、候補者等から指令を受けて電話するような場合には、その料金は選挙運動費用に算入されます。



4 インターネット選挙運動

次によりインターネットを使って選挙運動を行うことができます。

- ・有権者は、ウェブサイト等（ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等）を利用した選挙運動ができますが、電子メール（SMTP方式及び電話番号方式）を利用した選挙運動は引き続き禁止されています。
- ・候補者・政党等は、ウェブサイト等及び電子メールを利用した選挙運動ができます。

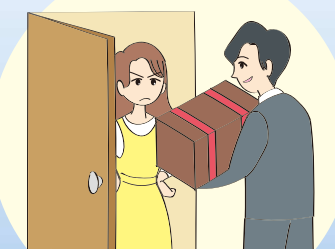


※ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行う場合、電子メールアドレスやその他その人に連絡するために必要となる情報（ツイッターのユーザー名や返信用フォームのURL等）を表示することが義務付けられています。電子メールを利用する方法により選挙運動を行う場合も、氏名や電子メールアドレス等を表示すること等が義務付けられています。

5 してはいけない選挙運動は？

次の行為はすべて禁止されています。

1. 戸別訪問



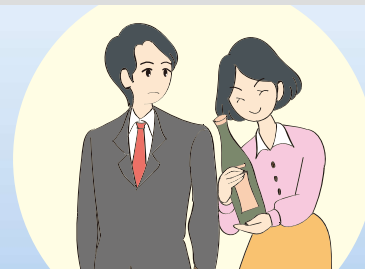
選挙運動の目的で戸別に選挙人の家などを訪問することはできません。

2. 署名運動



選挙に関して、特定の人に投票するように、又は特定の人に投票しないようにすることを目的として、選挙人に対して、署名運動をすることはできません。

3. 飲食物の提供



選挙運動に関して飲食物を提供することは、原則としてできません。また、候補者はもちろんだれもが飲食物（酒等）を陣中見舞いとして選挙事務所に差し入れすることもできません。



6 寄附禁止ルールを守りましょう

次の行為はすべて禁止されています。

1. 政治家の寄附



政治家（候補者、候補者となろうとする者、現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

2. 政治家に対する寄附の勧誘・要求



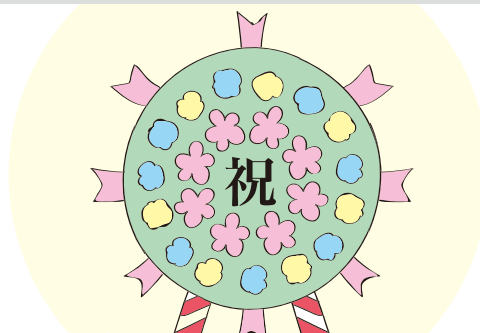
有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

3. 政治家の関係団体の寄附



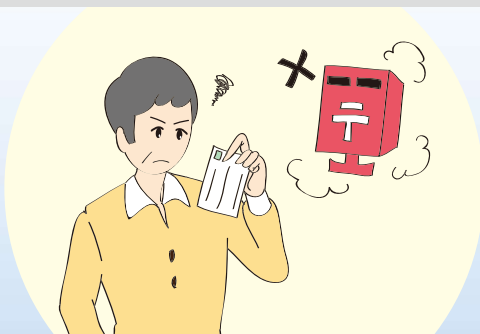
政治家が役職員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

4. 後援団体の寄附



後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

5. 年賀状等のあいさつ状



政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。

6. あいさつを目的とする有料広告



政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

1.2.3.4及び6によって処罰されると、**公民権停止**の対象となります。

※詳しくは、北海道選挙管理委員会のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/>

明るい選挙まんがコンクール優秀作品



明るい選挙まんがコンクール優秀作品



北海道芸術高等学校2年 南 ここり さん

編集・発行

北海道選挙管理委員会 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目／電話：011-204-5153

※ホームページでもご覧いただけます。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hs/>

(令和6年3月発行)